

事業名 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

レビュー番号

2021-厚労-20-0762-01

担当部局・課室

子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室

現状分析

- ひとり親世帯の親の就業状況と親の最終学歴の関係性
 - ・就職している割合については、全体平均の割合よりも、最終学歴が「中学校」の場合の割合の方が低い。(※1)
 - ・就業している場合の「正規の職員・従業員」の割合については、全体平均の割合よりも、最終学歴が「中学校」の場合の割合の方が高い。(※2)
- ひとり親世帯の親の最終学歴別年間就労収入
 - ・平均年間就労収入については、全体平均の額よりも、最終学歴が「中学校」の場合の割合の方が低い。(※3)

※1 就業している割合

- ・母子家庭の母 全体平均：82.1% 中学校：71.9%
- ・父子家庭の父 全体平均：86.3% 中学校：78.4%

※2 正規の職員・従業員の割合

- ・母子家庭の母 全体平均：44.3% 中学校：21.1%
- ・父子家庭の父 全体平均：68.6% 中学校：50.0%

※3 ひとり親世帯の親の最終学歴別年間就労収入

- ・母子家庭の母 全体平均：201万円 中学校：117万円
- ・父子家庭の父 全体平均：380万円 中学校：237万円

【出典：全国ひとり親世帯等調査（平成28年度）】

課題

- ひとり親家庭の親の就業率（※1）、ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（※2）を改善すること。

※1 母子世帯：80.8% 父子世帯：88.1%

※2 母子世帯：44.4% 父子世帯：69.4%

【出典：国勢調査（平成27年度）】

事業概要

【☐新規 ☒既存 ☐モデル ☐大幅見直し】

- ひとり親家庭の親又は児童が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。

【インプット】

【アクティビティ】

【アウトプット】

【短期アウトカム】

【長期アウトカム】

【インパクト】

令和3年度
予算額
16,311百万
円の内数

○ひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職、大学や養成機関等での更なる訓練等を通じたステップアップの可能性を広げること、正規雇用を中心とした就業につなげていき、ひとり親家庭の中長期的な自立を支援するため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。

○また、ひとり親家庭の児童についても、一般世帯に比べ進学率が低い等の課題があることから、ひとり親家庭支援の一環として本事業の対象とする。

○支給件数
令和3年度：119件
(令和4年度：163件)

○高等学校卒業程度
認定試験合格者数
令和3年度：53件
(令和4年度：73件)

○ひとり親家庭の親の
就業率、ひとり親家庭
の親の正規の職員・
従業員の割合の改善

【長期アウトカムに関連する事業】
・母子家庭等就業・自立支援センター事業
・母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業
・母子・父子自立支援プログラム策定事業

ひとり親
家庭の自
立を図る
こと。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験 合格支援事業

【ご指摘のポイント1】
「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」
自体の課題解決

⇒支給実績が低調

【ご指摘のポイント2】
ひとり親支援策全般での課題解決の必要性
⇒統合補助金（母子家庭等対策総合支援事業）での検討

【考え方】自治体・ひとり親支援団体からのヒアリング

■ **高卒認定資格取得のニーズ**

- ◆大学進学希望者のみならず、「就労希望者」にとっても高卒認定資格取得のニーズはある

【参考】高卒認定資格試験受験の目的は、受験者アンケートによれば、大学進学が30%、専門学校進学が14%、資格試験受験資格取得のためが11%、就職のためが14%など

- ⇒国家試験等の受験資格を得る
- ⇒企業・公務員採用等でも「高卒者同等」の扱い
- ⇒専門学校の受験

■ **支給実績が低調である理由**

- ⇒講座受講後に4割、認定試験合格時に2割という支払い方に課題があるのではないかと（講座受講前の支給がない）
- ⇒高卒認定に1科目ずつ勉強する者にとって1回しか利用できないことが課題（複数回利用できない）。
- ⇒制度が知られていない（メリットとともに周知する必要性）

【考え方】ひとり親の個々のニーズを踏まえた支援

- 統合補助金（母子家庭等対策総合支援事業）は、ひとり親の個々の課題を解決できるよう、多様な支援メニューを用意。

- ⇒【資料1】ひとり親の支援ニーズ
- ⇒【資料2】統合補助金の多様なメニュー

- その上で、ひとり親の個々のニーズに応じたワンストップ支援窓口の強化を実施

- ⇒【資料3】ワンストップ窓口のイメージ
- ⇒【資料4】【資料5】ITを活用した支援の強化

- その他、ひとり親支援強化の自治体あての通知発出、全国会議実施等の対応

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

※平成27年度から実施

目 的

- ひとり親家庭の親の学び直しを支援し、より良い条件での就職や転職、大学や養成機関等での更なる訓練等を通じたステップアップの可能性を広げることで、正規雇用を中心とした就業につなげていき、ひとり親家庭の中長期的な自立を促進するため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。
- また、ひとり親家庭の児童についても、一般世帯に比べ進学率が低い等の課題があることから、ひとり親家庭支援の一環として本事業の対象とする。

対象者

- ひとり親家庭の親又は児童であって、次の要件の全てを満たす者。ただし、高校卒業者など大学入学資格を取得している者は対象としない。
 - ① ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること。
 - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くため必要と認められること

対象講座

- 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、実施主体が適当と認めたもの。
ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

事業内容

1. 支給額

- ① 受講修了時給付金：受講費用の4割（上限10万円）
- ② 合格時給付金：受講費用の2割（受講修了時給付金と合わせて上限15万円）
※受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

2. 事前相談

支給にあたっては事前相談を実施し、高卒認定試験に合格することにより自立が効果的に図られるかを確認するとともに、受講開始から受験後までの間に必要な生活支援、就業支援等を組み合わせて寄り添い型の支援を提案する。

事業内容

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村 【補助率】国3／4、都道府県等1／4
【R1実施自治体数】325自治体 【R1支給実績】事前相談：195人 支給者数：64人

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

＜ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施状況＞

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成27年度	20か所(42.6%)	6か所(30.0%)	4か所(8.9%)	51か所(6.4%)	81か所(9.0%)
平成28年度	33か所(70.2%)	17か所(85.0%)	28か所(58.3%)	126か所(16.0%)	204か所(22.6%)
平成29年度	37か所(78.7%)	17か所(85.0%)	35か所(72.9%)	177か所(22.4%)	266か所(29.4%)
平成30年度	39か所(83.0%)	18か所(90.0%)	40か所(74.1%)	207か所(26.4%)	304か所(33.6%)
令和元年度	37か所(78.7%)	18か所(90.0%)	44か所(75.9%)	226か所(28.9%)	325か所(35.8%)

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

(注) () 内は、都道府県、市等における実施割合。

＜支給実績＞

	事前相談	支給件数
平成27年度	81件	6件
平成28年度	164件	28件
平成29年度	201件	50件
平成30年度	163件	46件
令和元年度	195件	64件

【資料1】ひとり親家庭等の自立支援策の体系

■ ひとり親家庭等に対する支援として、**4本柱**により施策を推進。多様なニーズに対応。

子育て・生活支援

- **母子・父子自立支援員**による相談支援
- ヘルパー派遣、保育所等の優先入所
- 子どもの生活・学習支援事業等による子どもへの支援
- 母子生活支援施設の機能拡充 など

就業支援

- **母子・父子自立支援プログラムの策定**や**ハローワーク等との連携**による就業支援の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 能力開発等のための給付金の支給 など

養育費確保支援

- 養育費・面会交流相談支援センター事業の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布 など

経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
※就職のための技能習得や児童の修学など12種類の福祉資金を貸付 など

【近年の主なひとり親支援施策の拡充内容】

- 平成26年の「母子及び父子並びに寡婦福祉法」及び「児童扶養手当法」の改正(※)により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施。
- 平成27年に「すくすくサポート・プロジェクト」(ひとり親家庭・多子世帯等自立支援プロジェクト)を決定。自治体の窓口のワンストップ化、生活・学習支援事業の創設等を実施。
- 平成28年の児童扶養手当法の改正により、第2子、第3子以降加算額の最大倍増を実施。
- 平成30年の児童扶養手当法の改正により、支払回数を年3回から年6回への見直しを実施。
- 令和2年の児童扶養手当法の改正により、児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直しを実施。

【課題】

- 支援施策は多分野にわたり、かつ、相互に関連
- ➡ 個々のひとり親家庭のニーズに応じた複雑な組み合わせが必要
- 自分が支援対象であることに無自覚な人等の存在
- ➡ 積極的なアプローチが必要

■ **ひとり親家庭の多様なニーズをワンストップでキャッチし、必要な支援に「つなぐ」機能が必要**

➡ **ワンストップの相談支援体制の更なる強化**

「母子・父子自立支援員」、「母子・父子自立支援プログラム」の効果的な活用が重要

■ **プッシュ型の支援を可能とすることが必要**

➡ **プッシュ型支援体制の構築・強化**

【資料2】母子家庭等対策総合支援事業

※個々のひとり親のニーズに応じた多様な支援メニューにより自立を支援

子育て・生活支援

○ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業

ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活から就業まで、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備する。また、児童扶養手当の現況届の提出時期等に、子育て・生活、就業、養育費など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を図る。

○ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業

タブレット等を活用した相談対応ツールや、動画による研修ツールなどを作成し、母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制の充実を図る。

○ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業

IT機器等の活用を始めとしたひとり親のワンストップ相談体制の構築・強化をモデル的に実施し、その取組の横展開を図る。

○ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭の親が修学や疾病などにより一時的に家事援助や保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣するなどして支援する。

○ひとり親家庭等生活向上事業

ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う。

就業支援

○母子家庭等就業・自立支援センター事業

母子家庭等・自立支援センター等で、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供する。

○母子・父子自立支援プログラム策定事業

ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定する。

○母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業

ひとり親家庭の親が、看護師等の資格を取得するため養成機関で修業する際の生活費負担を軽減するために高等職業訓練促進給付金を支給する。また、雇用保険の教育訓練給付の対象となる講座などを受講し、修了した場合にその経費の一部について自立支援教育訓練給付金を支給する。

○ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親及びその子どもの学び直しを支援するため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。

養育費確保支援

○養育費等支援事業、面会交流支援事業(「母子家庭等就業・自立支援センター事業」の支援メニュー)

養育費取得のための取り決めや支払いの履行等に関する相談等を実施する。面会交流当日の子どもの引き取り、相手方への引き渡し、交流の場に付きそう等の援助を実施する。

○離婚前後親支援モデル事業

養育費や面会交流の取り決めを促進するため、離婚の前後から、父母が子どもの福祉を念頭に置いて離婚後の生活等を考えるための「親支援講座」を行うモデル事業を実施する。

経済的支援

○ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付け

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関で就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に入学準備金・就職準備金を貸し付ける。また、母子・父子自立支援プログラムに沿って、就業等に向け、意欲的に取り組むひとり親家庭の親に家賃の全部または一部の貸付を行うことにより、生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進する。

【参考】

○統合補助金全体の予算額等に占める各事業の予算積算内訳額等（令和元年度）

（単位：千円）

事業	予算積算内訳額（※） （a）	執行額 （b）	（b／a）
（項）母子家庭等対策費			
（目）母子家庭等対策費補助金			
母子家庭等就業・自立支援事業	839,631	585,799	69.8%
ひとり親家庭等日常生活支援事業	427,587	99,717	23.3%
ひとり親家庭等生活向上事業	778,292	915,155	117.6%
自立支援教育訓練給付金事業	1,099,306	100,629	9.2%
高等職業訓練促進給付金等事業	9,185,562	6,362,142	69.3%
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	131,772	4,375	3.3%
母子・父子自立支援プログラム策定事業	202,400	91,043	45.0%
ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	287,350	99,540	34.6%
離婚前後親支援モデル事業	8,415	219	2.6%
未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・給付金給付事務費	1,250,172	181,463	14.5%
未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・給付金給付事業費	1,715,683	1,213,590	70.7%
計	15,926,170	9,653,672	60.6%

（※）本補助金は、地方自治体が複数事業を一体的かつ主体的に実施することが可能な統合補助金であり、各事業の執行額（内訳）は予算積算内訳額にしばられない。

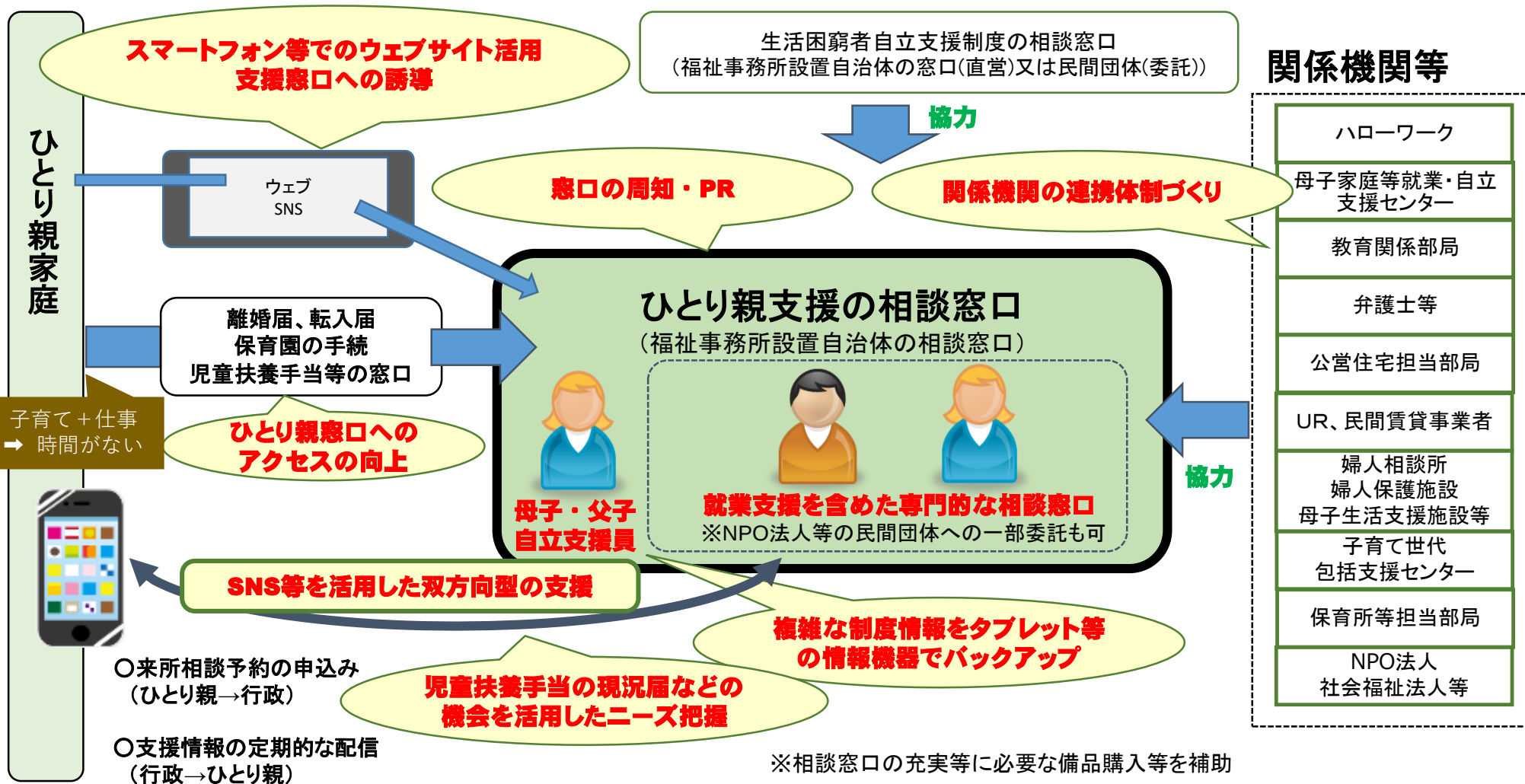
○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の予算積算内訳額等（平成29年度～令和元年度）

（単位：千円）

年 度	予算積算内訳額 （a）	執行額 （b）	（b／a）
平成29年度	203,554	3,894	1.9%
平成30年度	226,185	3,388	1.5%
令和元年度	131,772	4,375	3.3%

【資料3】自治体の窓口のワンストップ化の推進

支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口要切实につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、実情を踏まえた、**ワンストップで寄り添い型支援**を行うことができる体制を整備



【資料4】ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業【3次補正】⇒実質R3年度

令和2年度第3次補正予算：4.0億円（母子家庭等対策総合支援事業）

背景

- ひとり親家庭に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度をよく知る人も希少であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されるも、実際の活用にはハードルがあることから、ひとり親家庭が数々ある制度にたどりつくことができていないかが課題となっているところ
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、IT機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須。

目的

- ひとり親家庭が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT機器等の活用を始めとしたひとり親のワンストップ相談体制の構築・強化をモデル的に実施し、その取組の横展開を図ることを目的とする。

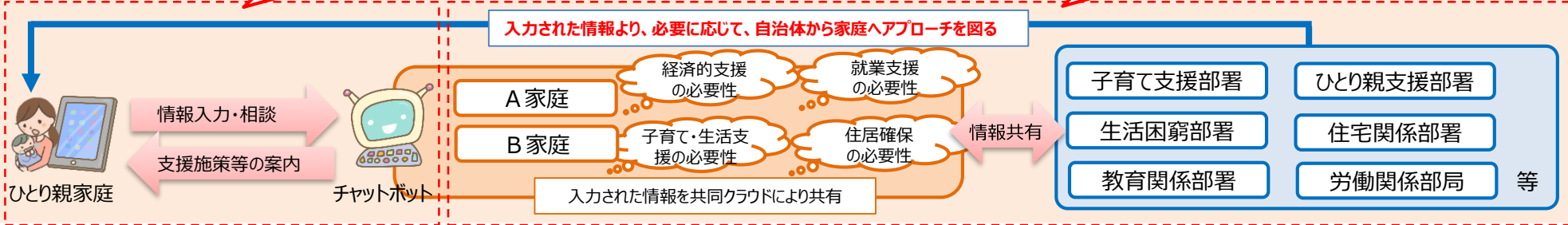
支援の内容

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、IT機器の活用を始めとした相談機能強化を図る。

<事業イメージ>

チャットボットによる支援
制度・担当窓口の案内

共同クラウドによる
情報共有



補助単価等

対 象	補助率	補助基準額	実施主体
○ ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業を実施する自治体（委託先団体を含む。）	定額 （国10/10相当）	1自治体あたり 80,000千円	都道府県、市及び福祉事務所 設置町村

【資料5】ひとり親家庭に対する相談支援体制強化事業【R3年度 新規】

【令和3年度予算：158億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業）】

目 的

- 母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の個々の状態に応じて、適切な支援へ繋ぐことができるよう相談支援体制の強化を図る。

事業内容

- タブレット等を活用した相談対応ツールや、動画による研修ツールなどを作成し、母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制の充実を図る。

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・及び福祉事務所設置町村（事業の全部又は一部を民間団体等に委託可）

【補助率】国 1 / 2、都道府県等 1 / 2

補助基準額

1 か所当たり 2,200千円

※ 市内の区役所・支所など、母子・父子自立支援員等を配置して相談支援を行っている場所毎に補助単価を適用することが可能。

【参考】新型コロナ問題を踏まえた、ひとり親支援施策にかかる最近の主な動き

令和2年7月

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付：1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円）。収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への追加給付：1世帯5万円を支給。

令和2年11月

秋のレビュー（秋の年次公開検証）にて、

- ・子供の貧困・シングルペアレンツについて、必要な支援を必要な人に十分に行き渡らせるためには、まず、支援を必要とする人の立場に立って支援策の「ワンストップ化」を実現し、素早く有効な支援を届ける必要がある。
- ・また、自分が支援対象であることに無自覚な人、潜在的に支援を必要とする人、その予備軍に対して積極的にアプローチするためにも、「プッシュ型」の支援を可能とする必要がある。

との指摘を受けた。

令和2年12月

ひとり親家庭は、非正規雇用労働者の割合が高く収入が少ないなど、元々経済的基盤が弱く厳しい状況にある中で、その生活実態が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、年末年始に向け、予備費を活用して、ひとり親世帯臨時特別給付金の基本給付の支給対象者に対して、再度同様の基本給付を支給。

令和3年2月

秋のレビューでの指摘を踏まえ、令和2年度第3次補正予算において、ひとり親のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図るワンストップ相談支援強化事業を実施。

令和3年3月

ひとり親自立支援パッケージを策定

<内容>

○高等職業訓練促進給付金について

・ひとり親家庭の親が、資格取得のために養成機関で修業する際の生活費支援として月額10万円（課税世帯は月額7万500円）を支給する本事業の対象となる資格について、法令の定めにより養成機関において1年以上の修業を必要とするものとしていたところ、令和3年度に限り、6月以上の短期の訓練を通常必要とする民間資格等を取得する場合も新たに対象とした。

○住宅支援貸付

・母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、就労等を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親に対し、生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進するため、家賃の全部又は一部（月上限4万円、最大12ヶ月分）の貸し付けを行う。就労へのインセンティブ付与の観点から、安定的な就労につながった場合には、1年間の就労継続後に貸付金の償還を一括して免除。

令和3年4月

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（児童1人当たり5万円）を支給。

ひとり親家庭向けの支援(高等職業訓練促進給付金・住宅支援資金貸付)

- ◎ 安定就労を通じた中長期的な自立支援や住居確保につながるひとり親自立促進パッケージを策定。

訓練受講中の生活費支援【拡充】

【月10万円】

※住民税課税世帯は月額70,500円

※修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算

- ◎ 高等職業訓練促進給付金の給付対象を拡大。

【現行】

1年以上の訓練を必要とするもので国家資格等の取得の場合のみ

(例) 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師 等

【見直し】

6月以上の訓練を通常必要とする民間資格の取得の場合も新たに給付対象とする

※デジタル分野等の資格や講座

※対象拡大の特例は令和3年度限り

参考

高等職業訓練促進給付金：好条件での就労につながる職業訓練の受講を促進するため、訓練受講期間中の生活費（月10万円）を給付する仕組み

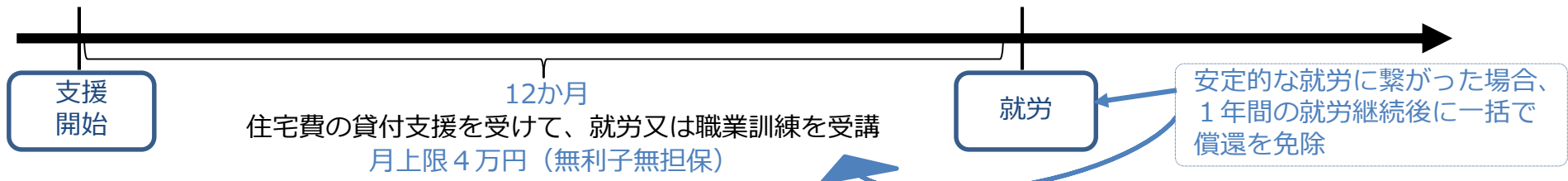
※訓練経費については、自立支援教育訓練給付金（受講料の6割、上限年20万円）等の活用を促進。

就労訓練中の住宅費の支援【新規】

【月4万円】

- ◎ 生活困窮者に対する住居確保給付金とは別に、就労に取り組むひとり親世帯に対し、住居の借り上げに必要な資金の償還免除付の無利子貸付制度を創設。

就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親に対し、就労に資する住宅の居住を促進する観点から、**住居の借り上げに必要な資金の無利子貸付制度を創設**。安定的な就労につながった場合には、**1年間の就労継続後に貸付金の償還を一括して免除する等の自立へのインセンティブ方策を導入**。



併せて、ネット・SNSやひとり親相談窓口を通じ、支援施策を「伝える」ための取組を推進。

論点と見直しの方向性について

論点

- ひとり親家庭における学歴と就労に関する実態把握を含め、事業内容の検証と事業効果の把握を適切に行うとともに、利用者のニーズや自治体の意見を踏まえた事業の改善や他の支援も併せた運用等について、検討が必要ではないか。

現状と今後の見通し

- 本事業の実施自治体数及び支給件数は年々増加傾向にあるものの、令和元年度における支給件数は64件に止まっている。各家庭の生活環境やひとり親家庭の親等の就職への希望等によって当該認定試験に対する意向は様々であることから、本事業にかかる正確なニーズ量を把握することは困難。一方で、本事業の内容が利用者のニーズに充分応えるものとなっているか検証する必要がある。

※平成28年度全国ひとり親世帯等調査に基づく推計によると、最終学歴が「中学校」のひとり親は約16.7万人。（このうち「就業・パート等」は約7.4万人、「不就業」は約2.9万人。）

- また、本事業による支援を必要とする者に対して、支援策が着実に届いていない可能性が考えられることから、以下の観点を踏まえ、「ワンストップ化」や「プッシュ型」の支援体制の整備に向け、自治体における相談支援体制の更なる強化が必要である。
 - ひとり親家庭に対する支援施策は多分野にわたり、かつ、相互に関連しており、個々のひとり親家庭のニーズに応じた複雑な組み合わせが必要であること。
 - ひとり親家庭は、自分が支援対象であることに無自覚な場合や、育児や仕事に追われ、行政等への相談ができていない場合など、必要な支援を受けられていない家庭が存在すること。

見直しの方向性

- 本事業について、実態把握を含め、事業内容の検証と事業効果の把握を適切に行う。検証結果を踏まえ、必要に応じて事業の改善等について検討する。
- ひとり親家庭に対する相談支援体制の更なる強化を図るための方策を検討する。

(参考資料)

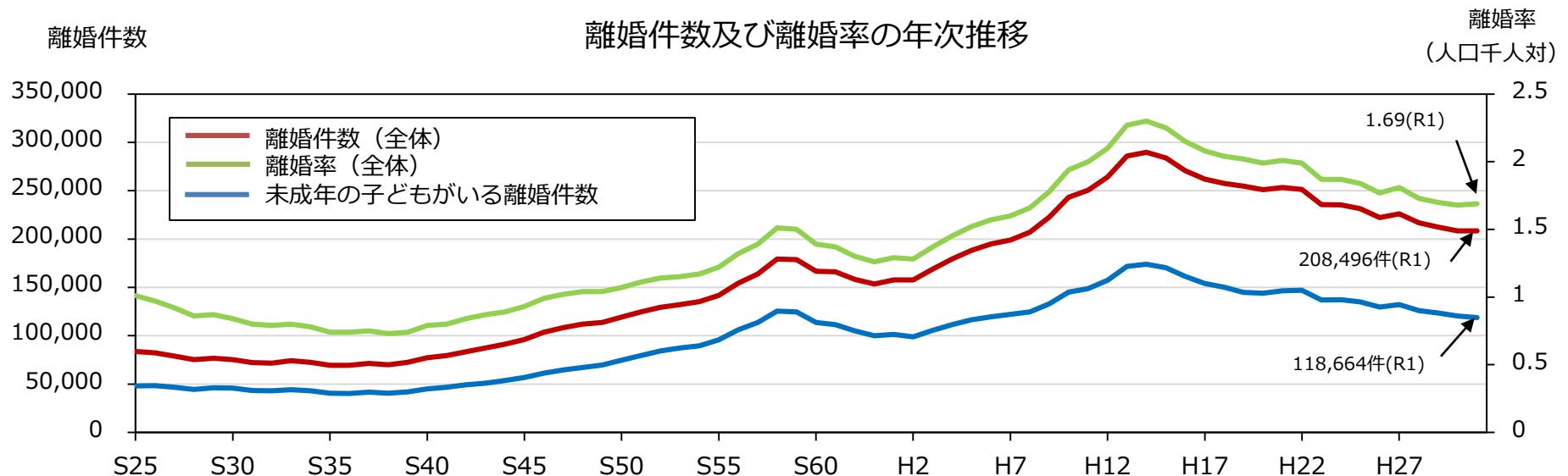
母子家庭・父子家庭の現状

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数[推計値]	123.2万世帯 (123.8万世帯)	18.7万世帯 (22.3万世帯)
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 79.5% (80.8%) 死別 8.0% (7.5%)	離婚 75.6% (74.3%) 死別 19.0% (16.8%)
3 就業状況	81.8% (80.6%)	85.4% (91.3%)
就業者のうち 正規の職員・従業員	44.2% (39.4%)	68.2% (67.2%)
うち 自営業	3.4% (2.6%)	18.2% (15.6%)
うち パート・アルバイト等	43.8% (47.4%)	6.4% (8.0%)
4 平均年間収入 [母又は父自身の収入]	243万円 (223万円)	420万円 (380万円)
5 平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	200万円 (181万円)	398万円 (360万円)
6 平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	348万円 (291万円)	573万円 (455万円)

※平成28年度 全国ひとり親世帯等調査より
※（ ）内の値は、前回(平成23年度)調査結果を表している。
※「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成27年の1年間の収入。
※ 集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答（無記入や誤記入等）がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値（比率）を表している。

母子家庭と父子家庭の現状

- 母子のみにより構成される母子世帯数は約75万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約8万世帯（平成27年国勢調査）
- 母子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯数は約123万世帯、父子世帯数は約19万世帯（平成28年度全国ひとり親世帯等調査による推計）
- 児童扶養手当受給者数は約90.1（確定値）万人（令和元年度末時点、福祉行政報告例）
- 母子世帯になった理由は、離婚が79.5%と最も多く、次いで未婚の母8.7%、死別8.0%となっている。父子世帯になった理由は、離婚が75.6%と最も多く、次いで死別が19.0%となっている。
※昭和58年では母子世帯で離婚約5割、死別約4割、父子世帯で離婚約5割、死別約4割
- 離婚件数は約20万8千件（令和元年人口動態統計（確定数））
従来、増加傾向にあったが、平成15年から概ね減少傾向。
うち、未成年の子どもがいる離婚件数は約11万9千件で、全体の56.9%となっている。
- 離婚率（人口千対）は1.69（令和元年人口動態統計（確定数））。韓国2.1（2017年）、アメリカ2.9（2017年）、フランス1.9（2016年）、ドイツ1.9（2017年）、スウェーデン2.4（2017年）、イギリス1.8（2016年）より低く、イタリア1.5（2017年）よりは高い水準（OECD Family database）。



【就労の状況】（平成28年度全国ひとり親世帯等調査）

○母子家庭の81.8%、父子家庭の85.4%が就労

（海外のひとり親家庭の就業率）

アメリカ（69.9%）、イギリス（59.2%）、フランス（65.9%）、イタリア（64.8%）、
オランダ（61.5%）、ドイツ（68.0%）、OECD平均（65.7%）

（出典）OECD Family databaseより（2014年の数値）

- 就労母子家庭のうち、「正規の職員・従業員」は44.2%、「パート・アルバイト等」は43.8%
就労父子家庭のうち、「正規の職員・従業員」は68.2%、「パート・アルバイト等」は6.4%

【収入の状況】（平成28年度全国ひとり親世帯等調査）

○母子家庭の母自身の平均年収は243万円（うち就労収入は200万円）

父子家庭の父自身の平均年収は420万円（うち就労収入は398万円）

○生活保護を受給している母子世帯及び父子世帯はともに約1割

【ひとり親世帯（※）の貧困率】 ※大人が一人で子どもがいる現役世帯（2019年年国民生活基礎調査）

○子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）の世帯員の相対的貧困率は48.1%（※旧基準）

（海外のひとり親世帯（※）の相対的貧困率）

アメリカ（46.3%）、イギリス（23.2%）、フランス（25.9%）、イタリア（37.0%）、
オランダ（29.5%）、ドイツ（29.6%）、OECD平均（32.5%）

（出典）OECD Family database “Child poverty” 2020年7月1日閲覧

※ 貧困率は、算定の基礎となる所得に、保育の拡充など現物で支給される支援策が反映されない点や、統計の取り方の違いによりその水準が大きく変わる点に留意が必要

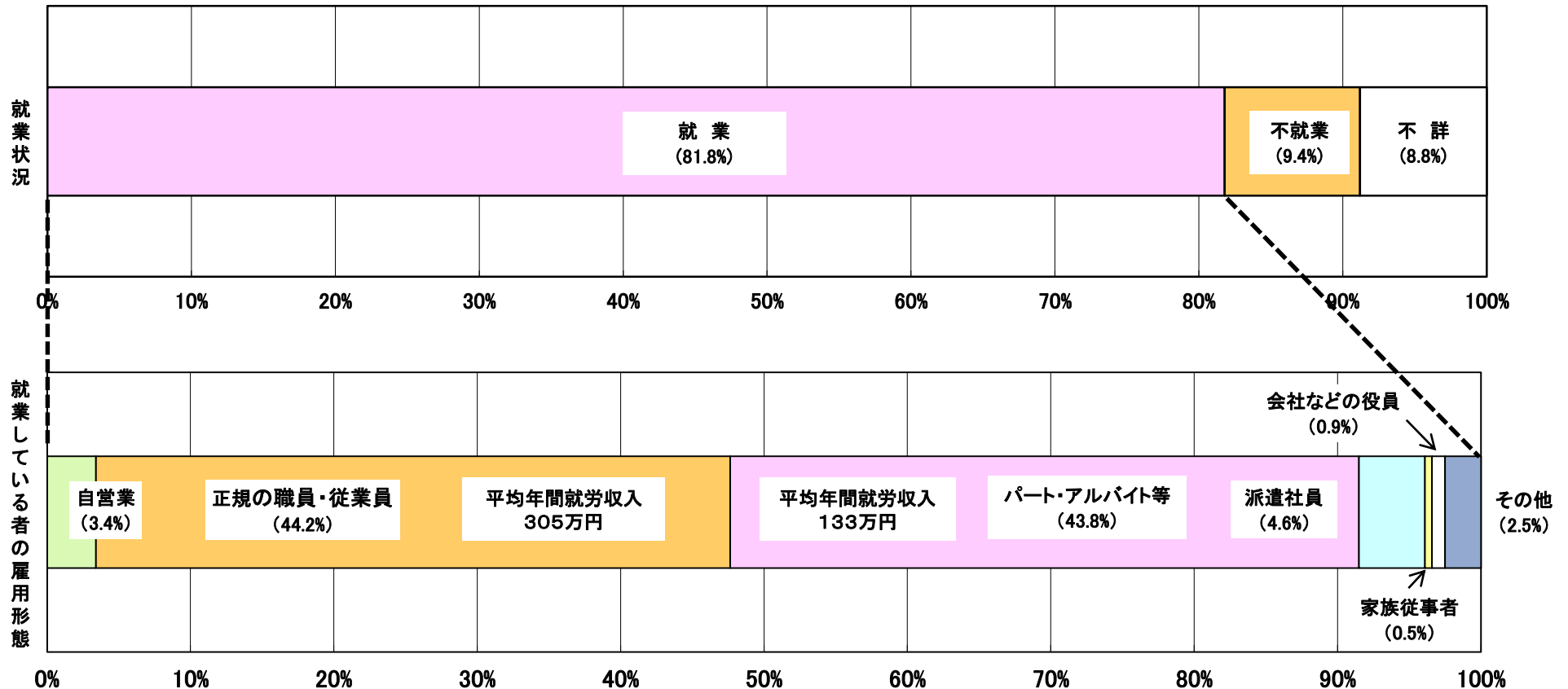
【養育費と面会交流の状況】（平成28年度全国ひとり親世帯等調査）

（離婚母子家庭）（離婚父子家庭）

・養育費の取り決めをしている	： 42.9%	20.8%
・養育費を現在も受給している	： 24.3%	3.2%
・面会交流の取り決めをしている	： 24.1%	27.3%
・面会交流を現在も行っている	： 29.8%	45.5%

母子家庭の就業状況

- 母子家庭の81.8%が就業。「正規の職員・従業員」が44.2%、「パート・アルバイト等」が43.8%（「派遣社員」を含むと48.4%）と、一般の女性労働者と同様に非正規の割合が高い。
- より収入の高い就業を可能にするための支援が必要。



(出典) 平成28年度全国ひとり親世帯等調査

(参考) 非正規の職員・従業員の割合

男女計 34.4%
男 17.8%
女 54.1%

※ 非正規は、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員・嘱託など
(出典) 労働力調査(基本集計)平成28年度平均

母子家庭の現状（所得状況）

○ 母子世帯の総所得は年間306. 0万円。「児童のいる世帯」の41％に留まる。（2019年国民生活基礎調査）

○ その大きな要因は「稼働所得」が少ないこと。稼働所得は「児童のいる世帯」の34％に留まる。

（参考）「子どもがいる現役世帯」（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）のうち、「大人が一人」の世帯員の貧困率は48. 1％と、依然として高い水準となっている。

所得の種類別 1 世帯当たり平均所得金額及び構成割合

	総 所 得	稼働所得	公的年金・ 恩 給	財産所得	年金以外の 社会保障 給付金	仕送り・ 企業年金・ 個人年金・ その他の所得
	1 世帯当たり平均所得金額（単位：万円）					
全世帯	552. 3	410. 3	105. 5	15. 8	6. 2	14. 5
児童のいる世帯	745. 9	686. 8	25. 6	8. 1	18. 5	6. 9
母子世帯	306. 0	231. 1	10. 4	17. 6	37. 3	9. 6
	1 世帯当たり平均所得金額の構成割合（単位：％）					
全世帯	100. 0	74. 3	19. 1	2. 9	1. 1	2. 6
児童のいる世帯	100. 0	92. 1	3. 4	1. 1	2. 5	0. 9
母子世帯	100. 0	75. 5	3. 4	5. 8	12. 2	3. 2

（出典）2019年国民生活基礎調査（2018年の所得状況）

※上記の表における母子世帯は、死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65 歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20 歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。

ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業

※平成26年度から実施

目 的

- ひとり親家庭に対する総合的な支援体制を構築・強化するため、地方自治体の相談窓口にて、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制の確保や、母子・父子自立支援員と連携することで、相談支援体制の質・量の充実に努めるとともに、ひとり親家庭が抱える様々な課題について相談できる集中相談事業を実施し、適切な支援メニューにつなげられるような体制の整備を図ることを目的とする。

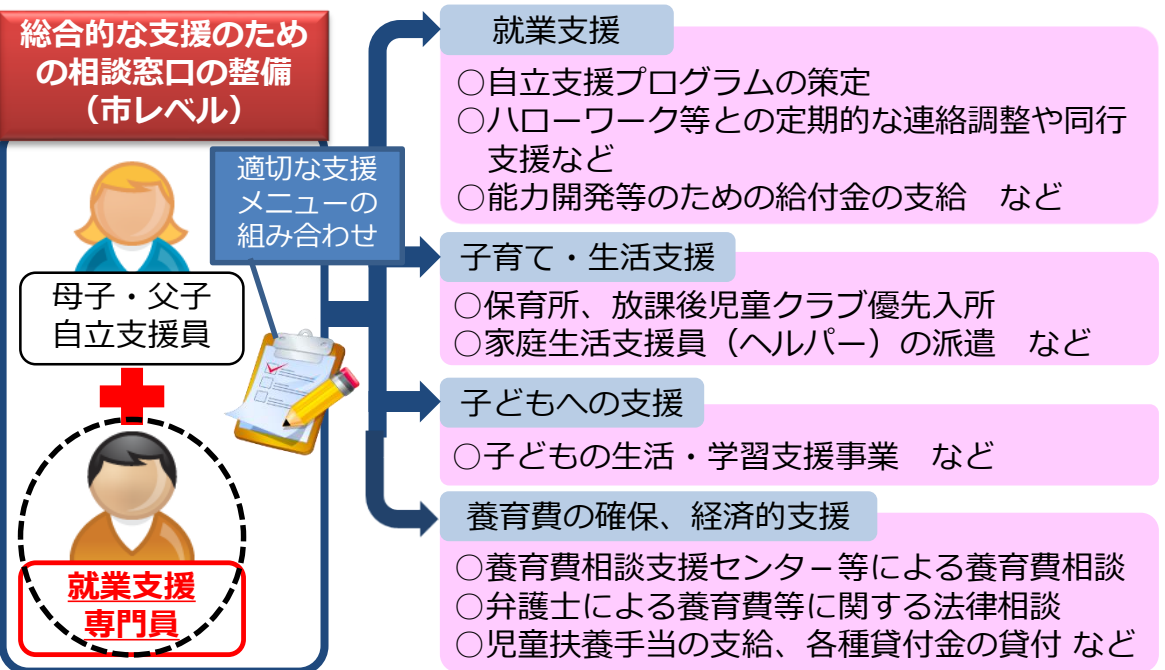
事業内容

- 就業支援に関する専門的な知識を有する専任の「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たること、①自治体の規模、支援サービスの状況など地域の実情に応じた相談窓口のワンストップ化を推進、②就業を軸とした的確かつ継続的な支援の提供、③SNS等を活用した支援施策に関する周知などを行う。
- 児童扶養手当の現況届の提出時期（8月）等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、母子家庭等就業・自立支援センター職員、婦人相談所職員、弁護士等を相談窓口にて配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。

実施体制・実施方法

- 就業支援専門員には、ハローワークや民間の職業紹介会社において職業紹介、キャリアコンサルティングなどの実務経験を有する者、若者の自立支援を行う団体での支援経験者などを選定する。
- ひとり親家庭の利便性に配慮し、平日夜間や土日祝日における窓口での相談やメールでの双方向型の支援の実施を可能とする相談体制の構築に努める。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・一般市等
（事業の全部又は一部を委託可）
【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2
【令和3年度予算】 母子家庭等対策総合支援事業(158億円)の内数
【参考：就業支援専門員の配置状況等《R1年度》】
○配置状況：93名 ○相談延べ件数：27,959件



母子家庭等就業・自立支援事業

事業内容

※平成15年度から実施

- 母子家庭の母及び父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費の取り決めなどに関する専門相談など生活支援サービスを提供する事業。

《令和元年度》

- 実施か所：116か所
- 相談件数：87,241件
- 就職件数：3,891件

都道府県・指定都市・中核市

一般市・福祉事務所設置町村

(1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

支援メニュー

就業支援事業

- ・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施等

就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催

就業情報提供事業

- ・求人情報の提供
- ・電子メール相談等

養育費等支援事業

- ・生活支援の実施
- ・養育費相談の実施等

在宅就業推進事業

- ・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援等

面会交流支援事業

- ・面会交流援助の実施等

相談関係職員研修支援事業

- ・相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等

広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

- ・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施等

心理カウンセラー等配置

(2) 一般市等就業・自立支援事業

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の8つの支援メニューの中から、地域の実情に応じ適切な支援メニューを選択して実施

※ 面会交流支援事業については、平成28年度から一般市等就業・自立支援事業のメニューに追加。

- ・「地域生活支援事業」を「養育費等支援事業」と改称し、弁護士による離婚前を含めた養育費確保のための法律相談などを実施する。（平成28年度から）
- ・「管内自治体・福祉事務所支援事業」を「相談関係職員研修支援事業」と改称。（平成28年度から）
- ・ひとり親家庭の親に対し心理面のアプローチも考慮した就業相談を実施する。（令和3年度から）

【実施主体】 (1) 都道府県・指定都市・中核市
(2) 一般市・特別区・福祉事務所設置町村
(事業の全部又は一部を委託可)

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2

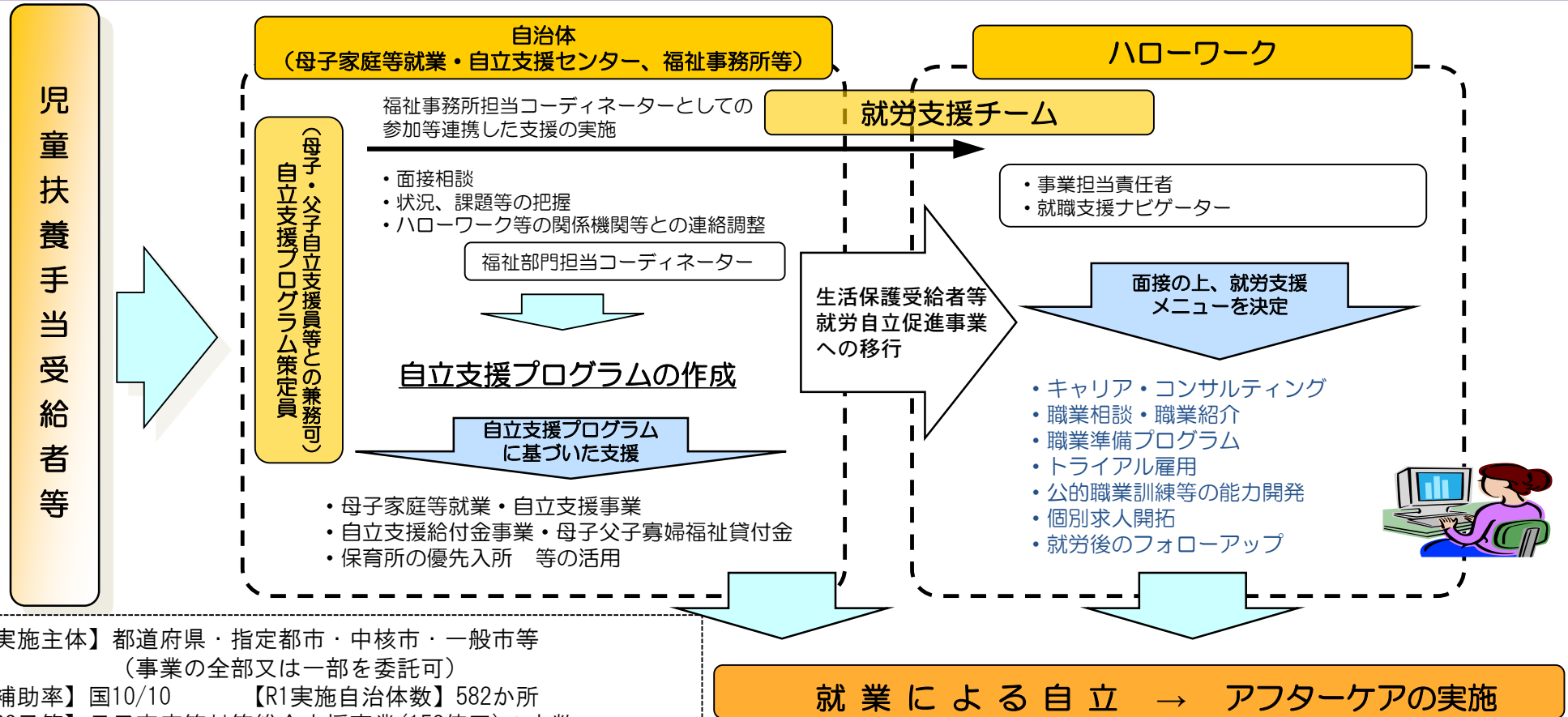
【R3予算】 母子家庭等対策総合支援事業(158億円)の内数

母子・父子自立支援プログラム策定事業

※平成17年度から実施

事業内容

- 福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者等に対し、①個別に面接を実施し、②本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、③個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、④プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、⑤プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支援を行う。
- また、母子・父子自立支援プログラムと連携して就労支援を行うため、ハローワークに就職支援ナビゲーター等を配置し、ハローワークと福祉事務所等とが連携して個々の児童扶養手当受給者等の状況、ニーズ等に応じたきめ細かな就労支援を行う生活保護受給者等就労自立促進事業を実施する。



【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・一般市等
(事業の全部又は一部を委託可)

【補助率】 国10/10 【R1実施自治体数】 582か所

【R3予算】 母子家庭等対策総合支援事業(158億円)の内数

【R1実績】 自立支援計画書策定件数：5,041件 就業実績：3,078件

高等職業訓練促進給付金【拡充】

※平成15年度に創設

目 的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

対象者

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - ② 養成機関において1年以上（※）のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること
- ※6月以上に拡充。【令和3年度限りの時限措置】

対象資格・訓練

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において1年以上（※）修業するものについて、地域の実情に応じて定める。
《対象資格の例（※）》 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師 等
- ※6月以上の訓練を通常必要とする民間資格（デジタル分野等の資格や講座）の取得の場合も新たに給付対象として拡充。【令和3年度限りの時限措置】

支給内容

【支給対象期間】 修業する期間（令和元年度より上限3年→上限4年に拡充）

※准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合や、4年以上の課程の履修が必要な養成機関で修業する場合には、4年間の支給を可能とする。【令和3年度から拡充】

【支給額】 月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）

令和元年度より、修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村 【補助率】 国3／4、都道府県等1／4

【R3予算案】 母子家庭等対策総合支援事業（158億円）の内数

支給実績《令和元年度》

【総支給件数】 7,348件（全ての修学年次を合計）

【資格取得者数】 2,855人（看護師 1,212人、准看護師 1,016人、保育士 162人、美容師 103人など）

【就 職 者数】 2,121人（看護師 1,035人、准看護師 603人、保育士 137人、美容師 72人など）

※本給付金のほか、入学時の負担を考慮し、養成機関での訓練修了後に高等職業訓練修了支援給付金（5万円（住民税課税世帯は25,000円））を支給。

自立支援教育訓練給付金【拡充】

※平成15年度に創設

目 的

- 母子家庭の母及び父子家庭の父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

対象者

- 次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

対象となる講座

- 実施主体の自治体の長が指定
 - ① 雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座 《対象講座の例》簿記検定試験、介護職員初任者研修 等
 - ② 同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）
 - ③ 都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座

支給内容

- ① 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない者
対象講座の受講料の6割相当額、上限20万円（上記対象講座の②については修学年数×20万円、最大80万円）
- ② 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者
 - ①に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額

※ ①②のいずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給しない。

※ 准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合や、4年以上の課程の履修が必要な養成機関で修業する場合には、4年間の支給を可能とする。【拡充】

実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村 【補助率】国3／4、都道府県等1／4

【R3予算】母子家庭等対策総合支援事業（158億円）の内数

支給実績《令和元年度》

【支給件数】2,459件 【就職件数】1,992件

新型コロナウイルス感染症の影響を受けお困りの ひとり親家庭の皆さまへ

- 相談できる人がいない・・・
- ひとりでは家事や子育てに手が回らない・・・
- 家計が大変！経済的支援があれば・・・
- 就職したい！資格を取りたい！

このような
お悩み
ありませんか？

ひとり親家庭全般に関する相談窓口はこちら

〇〇市〇〇〇〇課

〇〇市役所〇階（開庁時間 平日〇時～〇時）

電話・メール相談も受け付けています

TEL：00-0000-0000（受付時間 平日〇時～〇時）

FAX：00-0000-0000

E-mail：aaaaa@bbbbb.jp

フロアマップ

お困りごとの内容に応じた相談窓口はこちら

子育て やDV の悩み	児童相談所	子育ての悩み、虐待の相談などについて、 お電話でご相談を受け付けます。	0570-783-189	
	① DV相談ナビ ② DV相談+（プラス）	DVの悩みに、相談員が親身に対応します。 ① 最寄りの窓口 ② 24時間の電話相談（SNS・メールも対応）	① #8008 ② 0120-279-889	
心の 健康	よりそいホットライン	どんなひとの、どんな悩みにもよりそって、 一緒に解決できる方法を探します。	0120-279-338	
	SNS等による相談	LINE, Twitter, FacebookなどのSNSや 電話を通じてお悩みの相談を受け付けます。	00-0000-0000	
	精神保健福祉センター	保健師・精神保健福祉士などの専門職が、 面接やお電話などで、心の健康に関する お悩みの相談を受け付けます。	00-0000-0000	
しごと	ハローワーク	仕事をお探しの方はお近くの①ハローワークや ②マザーズハローワークにご相談ください。求人 情報はハローワークインターネットサービスでも探 することができます。	① 00-0000-0000 ② 00-0000-0000	 
	特別労働相談窓口	解雇・雇止め・休業手当などの労働相談に対応 しています。	00-0000-0000	

ひとり親家庭の皆さまにご活用いただける支援の一覧

給付金	ひとり親家庭の方	低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金	【基本給付】 (再支給分の金額含む) 1世帯 10万円 、 第2子以降は + 6万円	①児童扶養手当受給者 ※振込済 ②年金受給のひとり親 ③収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となったひとり親 ※上記②または③に該当する方で、まだ基本給付の支給を受けていない方は、申請を行うことで、再支給分を含めた額が支給されます。	都道府県市町村	
			【追加給付】 1世帯 5万円	基本給付を受給した①、②の対象者のうち、収入が減少した方 ※自己申告 ※添付書類不要	都道府県市町村	
貸付	生活資金でお悩みの方	緊急小口資金	最大 20万円	当座の生活のための緊急かつ一時的な生活費が必要な方 ■ 据置期間：1年以内 ※償還免除の特例あり ■ 返済期間：2年以内	各市町村 社会福祉協議会	
		総合支援資金	最大 20万円 × 3 か月	生活再建までの一定期間の生活費が必要な方 ■ 据置期間：1年以内 ※償還免除の特例あり ■ 返済期間：10年以内	各市町村 社会福祉協議会	
住まい	家賃でお悩みの方	住居確保給付金	家賃相当額	休業などに伴う収入減により、離職など同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方	市町村	
	住居でお悩みの方	公営住宅	ひとり親世帯は公営住宅の優先入居の対象世帯です。		市町村	
		母子生活支援施設	生活に困窮する母子家庭に住まいを提供する施設です。		都道府県市町村	
就学	子どもの就学資金でお悩みの方	義務教育段階の就学援助	学用品費、学校給食費、医療費、修学旅行費、オンライン学習通信費などの支援が受けられます。 ※市町村ごとに認定基準や支給額が異なります。		市町村教育委員会	
		高校生等奨学給付金	約 3 ～ 15万円	授業料以外の教育費負担でお困りの、生活保護世帯、住民税非課税世帯の方 ※家計急変により住民税非課税相当となった方を含む。 ※高校等の授業料は「 高等学校等就学支援金 」により支援		都道府県または都道府県教育委員会
		高等教育の修学支援新制度	最大年額 約 161万円 (授業料減免 + 給付型奨学金)	大学・短大・高専（4・5年）・専門学校に在学する住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等 ※家計急変の場合は随時申込可 ※大学等への進学前の予約申込も可		在学する学校
		日本学生支援機構の貸与型奨学金	(第一種奨学金) 最大月額 6.4万円 (第二種奨学金) 最大月額 12万円	大学・短大・高専・専門学校に在学する、幅広い世帯の学生等 ※家計急変の場合は随時申込可 ※大学等への進学前の予約申込も可		在学する学校
しごと	休業した労働者の方	傷病手当金	標準報酬月額 (直近12か月平均) の1/30×2/3	健康保険等の被保険者であって、療養のため働くことができない方 ※国民健康保険の被保険者も、市町村によっては支給される場合あり	協会けんぽ・健康保険組合 ※市町村	
		新型コロナウイルス感染症対応休業支援金	休業前賃金の 80%	休業手当の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者の方		コールセンター 0120-221-276
	企業の方	小学校休業等対応助成金	賃金相当額	小学校などの臨時休業などにより仕事を休まざるをえなくなった労働者の方に、有給休暇を取得させた場合 ※子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった、個人で仕事をする方には「 小学校休業等対応支援金 」を支給		コールセンター 0120-60-3999
		雇用調整助成金	休業手当などの最大 10/10 の助成率	労働者の方に休業手当などを支払う場合		
猶予など	いまは、納税や支払いが難しい方	税・国民健康保険料などの免除・猶予	収入が減少した方は、税や国民健康保険料などの免除や猶予が認められることがあります。		国税局 都道府県市町村	
		国民年金保険料の免除・納付猶予	収入が減少した方は、国民年金保険料の免除申請ができます。		市町村 年金事務所	
		公共料金の支払いの猶予	■ 上下水道：市町村 ■ 電気・ガス・電話料金：契約されている事業者 ■ NHK受信料：〇〇放送局 00-0000-0000			

子家発 0423 第 1 号
令和 3 年 4 月 23 日

都道府県
各 市 町 村 民生主管部（局）長 殿
特 別 区

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

「ひとり親自立促進パッケージ」の推進について（依頼）

平素より、ひとり親家庭支援の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響の拡大により、特に非正規労働者などに大きな影響が及ぶとともに、非正規雇用の割合が高く、経済的基盤が弱いひとり親世帯の方々は、特に厳しい状況にあります。こうした中、本年 3 月 16 日、新型コロナに影響を受けた非正規労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議において、「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」が決定され、その中で、安定就労を通じた中長期的な自立支援や住居確保につながることを目指した「ひとり親自立促進パッケージ」（以下「本政策パッケージ」という。）が盛り込まれ、すでに本日施行する関係改正政令や実施要綱等について、お知らせしたところです。

本政策パッケージは、資格取得のために養成機関で修業する際の生活費支援を行う「高等職業訓練促進給付金」の給付対象を拡大するとともに、就労に取り組むひとり親世帯に対して、住居の借り上げに必要な資金の償還免除付きの無利子貸付制度の創設という 2 つの施策から構成されています。

については、下記に記載する本政策パッケージの目的や施策内容の詳細、留意点について、ご了知の上、関係機関と連携の上、適切な事業の実施をお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 対策の目的等

生活に困窮するひとり親世帯に対しては、緊急的措置として3度にわたり臨時特別給付金の給付等の措置を講じてきたところですが、その中長期的な自立促進のためには、就労を通じた安定的な収入の確保が不可欠です。このため、資格取得のための訓練受講中の生活費支援の対象拡大、就労に資する住宅支援等の施策の拡充を図ることにより、IT分野をはじめとした安定的な就労につながる分野での就労を促進することを目的としています。

なお、本政策パッケージについては、

- ・ ひとり親の就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスを提供する「母子家庭等就業・自立支援事業」【別添1】のほか、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムの策定等を行う「母子・父子自立支援プログラム策定事業」【別添2】(※)の活用により寄り添い型のきめ細かな支援を行うことのほか、
- ・ ひとり親に対して訓練経費を支援する「自立支援教育訓練給付金」や、「高等職業訓練促進給付金」【別添3】の支給を受けるひとり親に対して入学準備金や就職準備金の貸付を行う「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」【別添4】等、個々人が必要とする支援メニューを併せて活用すること

等によって、より効果的な就労を通じた自立を促進することが期待されます。特に、訓練後の効果的な就労につなげるためには、訓練前の段階からの寄り添い型の支援が効果的であり、ハローワークとの連携も含め、適切な方策を地域の実情に応じて検討をお願いいたします。

※「償還免除付きのひとり親家庭住宅支援資金貸付」については、プログラムの策定を受けていることを貸付要件の一つとしている。

2 「ひとり親自立促進パッケージ」の具体策と留意点について

(1) 高等職業訓練促進給付金の給付対象の拡大

① 見直しの概要

- ・ 本事業は、資格取得のために養成機関で訓練受講中の生活費（月10万円（ただし、住民税課税世帯は月70,500円）。修学の最終年限1年間に限り4万円加算。）を支援する事業ですが、今般、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第141号）【別添5】及び「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施

について」(平成 26 年 9 月 30 日付け雇児発 0930 第 3 号)の改正【別添 6】により、従前は法令の定めにより 1 年以上の訓練を必要とするもののみとしていた対象資格について、6 ヶ月以上の短期の訓練を通常必要とする民間資格等の取得の場合も新たに対象として認めることとしました。

- ・ なお、今回新たに対象となる資格については、雇用保険制度の一般教育訓練給付(情報関係に限る)、特定一般教育訓練給付及び専門実践教育訓練給付の指定講座が想定され、就職に有利となる資格としていますが、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることが可能ですので、特に、情報分野など、ひとり親の就労に資する資格を適切に判断いただくようお願いいたします。

＜今回新たに対象となる資格の例＞【別添 7】参照
シスコシステムズ認定資格、LPI 認定資格 等

② 留意点

ア ひとり親の就労に資する訓練講座の実施事業者との連携

対象となる資格については、地域の受入企業のニーズや地域ごとのひとり親や就労訓練事業者の状況等を踏まえ、ひとり親の就労に資するものであることが重要であり、さらには、訓練後に企業等への就労につながるという視点が重要です。

このため、都道府県等の長が地域の実情に応じて対象資格を定める際は、こうした視点に立ち、適切な内容の講座等を受講できる資格を選定いただくようお願いいたします。

イ ハローワークとの連携

令和 3 年 2 月 12 日に策定した「新たな雇用・訓練パッケージ」の中では、仕事と訓練受講を両立しやすい環境整備を図り、自らの職業能力を向上させ、今後のステップアップに結び付けられるよう支援する観点から、ハローワークに、「コロナ対応ステップアップ相談窓口」を設置し、新型コロナウイルスの影響で離職した方等に、職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援等をワンストップかつ個別・伴走型で提供するなどの支援施策を実施していくことを盛り込んでいます。

先般の「新たな雇用・訓練パッケージ」の策定を踏まえ、改めてハローワークとの連携を強化するなどにより、就労に資する職業訓練等について積極的に働きかけを行っていただきますようお願いいたします。

なお、これまでもハローワークと地方公共団体との密接な連携により、生活保護受給者や児童扶養手当受給者等を対象とした「生活保護受給者

等就労自立促進事業」を実施しているところです。本事業による支援が効果的と見込まれる児童扶養手当受給者については、本事業に積極的に誘導いただきますようお願いします。

また、ハローワーク及びハローワークを所管する都道府県労働局から、求職者支援制度等のひとり親が対象となる職業訓練の周知等について協力依頼があった場合には、リーフレットの配付やバナーのホームページ掲載等について、ご協力いただくようお願いいたします。

(2) 償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付の創設【別添8】

令和3年4月7日付け事務連絡「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（うち住宅支援資金）の実施について」において、事業実施に当たっての留意事項をお示ししているところですが、積極的な事業実施の観点から、以下改めて周知いたします。

① 事業の概要

本事業は、就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親に対し、就労に資する住宅の居住を促進する観点から、住居の借りに必要となる資金（月上限4万円、最大12か月分）の無利子貸付制度です。

なお、就労へのインセンティブ付与の観点から、安定的な就労につながった場合には、1年間の就労継続後に貸付金の償還を一括して免除します。

② 留意点

ア 本事業については、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日付け雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）の策定を受けている者であることを、貸付要件の一つとしているところです。

このため、各都道府県、指定都市におかれては、速やかに事業を実施できるよう、本事業の貸付対象となり得る者に関するプログラム策定手続を進めていただくようお願いいたします。

イ 本事業の実施主体が都道府県及び指定都市である一方で、プログラム策定事業については、都道府県及び指定都市のほか、市等が実施主体となっています。このため、都道府県におかれては、市等がプログラム策定事業を実施している場合には、本事業の対象となり得る者に対して適切なプログラムが策定されるよう、当該市等との連携・調整を進めていただくようお願いいたします。

ウ なお、市等がプログラムを策定している場合には、支援対象者が本事業

業を利用しやすいよう、市等において本事業に係る申請書類の受付を行い、都道府県に進達していただくなどの配慮、連携をお願いいたします。

エ 本事業を実施する都道府県におかれては、ひとり親支援の相談窓口となる市等と連携の上、貸付対象となり得る者に対する周知広報の徹底をお願いいたします。

オ 償還免除要件である「1年間の就労継続」に関し、就労に向けた求職活動をしている期間や、今後、感染状況や雇用環境に大きな変化が生じた場合の扱いについて丁寧な配慮を行うなど、弾力的な運用を図ることとしているので、適切な配慮をお願いいたします。

3 ひとり親に対する支援施策の周知徹底

本政策パッケージをはじめ、ひとり親に対する支援施策を必要とする家庭に必要な支援が届くようにするため、ひとり親家庭への支援施策について積極的に周知を行い、確実に支援情報を届けることが重要です。

については、

- ・ ひとり親支援の総合的な相談窓口（福祉事務所等）における母子・父子自立支援員や就業支援専門員による周知徹底
- ・ ハローワーク、マザーズハローワーク・マザーズコーナー等の労働関係機関や、母子・父子福祉団体等との連携による広報
- ・ 行政機関を訪れる機会が少ない者に対する児童扶養手当の現況届の時期等をとらえた周知徹底（例えば、現況届の案内に別添のリーフレットを同封していただく、現況届の窓口 to 各種支援施策に係るリーフレットを備え付けていただく、ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の集中相談事業を実施していただく、当該集中相談事業においてハローワークにも参画要請を行っていただく等）

のほか、メール、ウェブサイト、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などのインターネットメディアの活用を含めひとり親家庭が接しやすい方法を活用して、ひとり親家庭への支援施策について積極的に周知を行っていただくようお願いいたします。

なお、こうした周知に際し、【別添9】のリーフレット案等を適宜ご活用ください。

子家発 0520 第 1 号
令和 3 年 5 月 20 日

各

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 民生主管（部）局長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
（公 印 省 略）

ひとり親家庭への支援体制の強化等について

平素より、ひとり親家庭等支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

ひとり親家庭等に対する相談支援等は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に基づき都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）に設置される母子・父子自立支援員を中核とする総合的な相談窓口（以下「総合相談窓口」という。）を中心に、関係機関等と連携を図りながら行われているところです。（別添1）

ひとり親家庭等に対する相談支援等に関しては、令和2年11月、行政改革推進会議の下で実施された「秋のレビュー（秋の年次公開検証）」において議論がなされ、「ワンストップ化」や「プッシュ型」の支援の必要性等について指摘された（別添2）ほか、令和2年度に厚生労働省が実施した「母子・父子自立支援員等による相談支援体制の実態に関する調査研究」において、母子・父子自立支援員が相談支援の現場で抱える課題等について整理された（別添3）ところです。

一方、厚生労働省としては、ひとり親家庭への相談支援体制の更なる強化を図るため、令和2年度第3次補正予算において「ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業」を措置（令和3年度予算へ繰り越し）したほか、令和3年度予算において「ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業」を創設するなど、その機能強化に向けた支援措置を講じてきました。

以上を踏まえ、今後、都道府県等において、総合相談窓口の体制、専門性の強化に向けた取組が促進されるよう、下記のとおり、総合相談窓口の体制強化等の重要性及び体制強化等に活用可能な予算補助制度や母子・父子自立支援員への支援等について整理いたしました。

貴職におかれては、内容について御了知いただき、ひとり親家庭への支援体制の強化に向けて、一層の取組をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 総合相談窓口の体制、専門性の強化の重要性

ひとり親家庭等の支援ニーズには、ひとり親家庭になった理由や、自身や子どもの年齢、住居や同居家族の状況、学歴・職歴や現在の職業、就業や転職への意欲等により多様なものがあり、また、DV など多様な課題を抱えている場合もあるため、こうした個別のニーズに対応できる支援制度が必要であるとともに、それらを支援対象の家庭の事情に応じて適切に組み合わせて行う相談・支援が重要です。

しかしながら、母子・父子自立支援員が担う相談の幅が広い上に児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付金の事務手続に追われ、相談需要に応え切れず、かつ、相談窓口の体制が十分でないため、各種支援制度が十分に活用されていないとの指摘がなされています。また、ひとり親家庭は、自分が支援対象であることに無自覚な場合や、育児や仕事に追われ、行政等への相談ができていない場合など、必ずしも十分な支援につながらないとの指摘もなされています。

新型コロナウイルス感染症の影響の拡大により、特に非正規労働者などに大きな影響が及ぶとともに、非正規雇用の割合が高く、経済的基盤が弱いひとり親世帯の方々は、特に厳しい状況にある中で、ひとり親家庭等の支援ニーズに適切に対応していくためには、今後さらに総合相談窓口の体制や専門性を強化すること等により、ひとり親家庭等から総合相談窓口へのアクセスの向上を図り、相談支援等をより充実したものにしていくことが重要です。

各地方自治体におかれましては、地域の実情に応じて必要となる国庫補助事業を十分に活用いただくこと等により、総合相談窓口の体制強化等に向けた積極的な取組を進めていただくようお願いいたします。

<参考>

〇令和2年度「秋のレビュー（秋の年次公開検証）」における指摘事項（抜粋）

- ・子供の貧困・シングルペアレンツに関する問題は、困難な状態となるきっかけやプロセス、また、子供の未来に関わることとして捉えれば、全ての人に関わる政策課題として位置付けるべきである。
- ・今日までの子供の貧困対策、シングルペアレンツに対する支援に係る関係府省等の取組は、一定の成果があるものとして評価できるが、まだ多くの課題がある。
- ・その上で、今後、更に、必要な支援を必要な人に十分に行き渡らせるためには、まず、支援を必要とする人の立場に立って、これを起点とした支援策の「ワンストップ化」を実現し、素早く有効な支援を届ける必要がある。そのために、デジタル・データの活用に加え、役所や学校などの現場で直接支援に携わる人（スクールソーシャルワーカーなどの支援員や NPO 法人等）を効果的に活用することが必要である。
- ・また、自分が支援対象であることに無自覚な人、潜在的に支援を必要とする人、その予備軍に対して積極的にアプローチするためにも、「プッシュ型」の支援を可能とする必要がある。

＜参考＞

○「母子・父子自立支援員等による相談支援体制の実態に関する調査研究」報告書 「第5章 提言」（抜粋）

【支援員の業務】

- ・正規職員、非正規職員ともに貸付金関連の業務負担が大きく、相談支援業務に割ける時間が少ない。
- ・そのため、支援員が相談支援業務に時間を割くことができるよう、職員配置の改善や業務の見直しなどを検討する必要がある。

【スーパービジョン、研修】

- ・経験年数の浅い支援員を中心としてスーパービジョンや研修のニーズも高い。
- ・支援の技術向上のためのスーパービジョン体制の構築や研修機会の確保が必要である。
- ・具体的には、例えば正規職員に限らず、経験豊富な非正規職員をスーパーバイザーとして配置することや、zoom などオンラインツールや e ラーニングを活用した研修の形式の検討などが考えられる。

【ワンストップ型の相談対応】

- ・ワンストップの相談支援に関し、個人情報の共有に課題を感じている自治体が多い。
- ・個人情報の共有のためには、例えば、相談支援の早い段階で他機関への個人情報提供に関し同意を取るなどの工夫が考えられる。
- ・自治体からは、関連機関と連携するにあたり、制度の複雑性、母子・父子自立支援員の認知度の低さ、支援の方向性を関連機関と調整する必要性などの課題があると回答があった。

【ICT活用】

- ・個人メールを利用できる非正規職員は約2割と少なく、情報関連機器等の活用は低調である。
- ・支援員が情報検索を容易にできるようインターネットへのアクセスを確保するとともに、ICT(情報通信技術)の利活用を促進する必要がある。
- ・例えば、複雑な支援制度をタブレット等で一覧で検索できるようにするなど相談支援ツールの整備を進めることが考えられる。

2 活用可能な予算補助制度

(1) 補助メニュー

<総合相談窓口の体制強化、母子・父子自立支援員等の専門性強化>

① ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業

【事業内容】

ア 就業支援専門員配置等事業

就業支援に関する専門的な知識を有する専任の「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たること、

- ・ 自治体の規模、支援サービスの状況など地域の実情に応じた相談窓口のワンストップ化を推進
- ・ 就業を軸とした的確かつ継続的な支援の提供
- ・ SNS等を活用した支援施策に関する周知

などを行う。

イ 集中相談事業

児童扶養手当の現況届の提出時期(8月)等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、母子家庭等就業・自立支援センター職員、婦人相談所職員、弁護士等を相談窓口配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。

【実施主体】

都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助率】

国 1/2、都道府県等 1/2

【補助単価】

アの事業：1か所当たり5,000 千円

イの事業：1か所当たり3,100 千円

② ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業

【事業内容】

タブレット等を活用した相談対応ツールや、動画による研修ツールなどを作成し、母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制の充実を図る。

【実施主体】

都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助率】

国 1/2、都道府県等 1/2

【補助単価】

1か所当たり 2,200 千円

※ 市内の区役所・支所など、母子・父子自立支援員等を配置して相談支援を行っている場所毎に補助単価を適用することが可能。

③ ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業

【事業内容】

ひとり親家庭等に対するワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図るため、地域の実情に応じて次のア～カを組み合わせる実施する。

ア チャットボットを活用した相談支援

イ 入力フォームを活用した支援施策の案内等

- ・ ひとり親家庭等が入力した情報より、活用可能な支援施策等を案内
- ・ ひとり親家庭等が入力した情報より、その家庭の状況をまとめた電子個人票を作成

ウ ひとり親家庭等の個々の情報を管理及び関係部署と共有するためのシステムの構築

エ 電子個人票などを活用したプッシュ型支援

オ 各種支援施策のオンライン申請

カ その他、ひとり親家庭等に対するワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化に資する取組

【実施主体】

都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助率】

定額(国 10/10 相当)

【補助単価】

1自治体あたり 80,000 千円

④ 相談関係職員研修支援事業（母子家庭等就業・自立支援センター事業のメニュー事業）

【事業内容】

ア 地域研修会の開催及び研修の受講促進

都道府県等において、主に管内の自治体や福祉事務所の母子・父子自立支援員や就業支援専門員その他の相談関係職員を対象として、自ら研修会等を開催するほか、他の各種研修会等への参加を支援することにより、研修機会を確保する。

イ 合同検討会議の開催

様々な問題を複合的に抱える困難ケースに対して的確な支援を行うため、就業、福

祉、保健・医療などの関係機関の支援者が会してケースに関する情報を共有した上で、認識を共有し、多角的に支援方策について合同で検討する「合同検討会議」を行う。

【実施主体】

都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助率】

国 1/2、都道府県等 1/2

【補助単価】

1センター当たり 2,769 千円

＜総合相談窓口や支援施策等の周知・広報＞

⑤ 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業（母子家庭等就業・自立支援センター事業のメニュー事業）

【事業内容】

都道府県等において、支援施策の積極的・計画的な実施を図るため、支援施策に係る要望・意見の聴取やニーズ調査等を行うとともに、支援を必要とする家庭に必要な支援が届くようにするため、パンフレットなどの紙媒体をはじめ、メール、ウェブサイト、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などのインターネットメディアの活用も含め、母子家庭の母等が接しやすい方法により情報発信を行い、周知する。

【実施主体】

都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助率】

国 1/2、都道府県等 1/2

【補助単価】

1センター当たり 2,300 千円

（２）令和３年度執行スケジュール（案）

① 令和３年度（令和２年度からの繰越分）母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金（新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業等）（（１）の③が該当）

- ・ 令和3年5月 18 日：交付要綱発出
- ・ 6月 2日：交付申請書提出期限
- ・ 12 月頃：変更交付申請書提出期限（予定）

② 令和3年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金（（1）の①、②、④及び⑤が該当）

- ・ 令和3年6月頃:交付要綱発出(予定)
- ・ 7月頃:交付申請書提出期限(予定)
- ・ 令和4年1月頃:変更交付申請書提出期限(予定)

なお、各自治体において上記の執行スケジュール(案)によらない補助金の執行(交付決定)が必要な事情が生じた場合には、円滑な執行に向けて柔軟な対応を検討することとしていますので、随時ご相談いただきますようお願いいたします。

3 母子・父子自立支援員への支援の強化

（1）母子・父子自立支援員の処遇改善

支援員の人件費については、地方交付税により措置されているところですが、「母子・父子自立支援員等による相談支援体制の実態に関する調査研究」報告書によれば、特に非常勤の支援員の給与水準は低く、フルタイムの支援員であってもその給与の平均は年額 242.2 万円となっております。

これまで非常勤職員として任用されていた支援員については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 29 号)(以下「改正法」という。)の施行に伴い、令和2年4月1日より会計年度任用職員として任用されていることと存じますが、会計年度任用職員については、総務省より通知されているとおり、類似する業務に従事する常勤職員の職務の級の初号俸の給与月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるべきとされております。

各地方自治体におかれては、改正法の趣旨等を踏まえ、支援員の処遇等についてもご検討いただくようお願いいたします。

また、支援員が活用できるIT機器の整備や、支援員に対する研修の充実など、総合的な処遇の改善についてもご検討いただくようお願いいたします。

<参考>

○「母子・父子自立支援員等による相談支援体制の実態に関する調査研究」報告書 「第5章 提言」(抜粋)

【非正規支援員の待遇】

- ・非正規支援員は仕事への高い意欲を持ち、また経験年数の長い支援員は相談対応に長けているが、待遇面では課題がある。
- ・母子・父子自立支援員の約8割を占める非正規職員は、半数弱が給与や賞与などの待遇、雇用の不安定さを課題と感じている。

(2) 全国母子・父子自立支援員研修会について

例年、支援員の資質向上を図ることを目的として「全国母子・父子自立支援員研修会」を開催しているところです。

本研修の開催に当たっては、全国母子・父子自立支援員連絡協議会に加盟する協議会を有する地方自治体にもご協力いただいていたところですが、当面の間は厚生労働省において単独で開催することとしていますのでご連絡いたします。

(3) 母子・父子自立支援員関係団体について

各地域において、支援員の資質向上等を目的として、要望活動や関係機関との連携等の活動をされている団体があります。各都道府県等に所属する支援員が当該団体の活動に携わっている場合もございますが、都道府県等におかれては、必要に応じてこれらの団体と連携・協力いただき、団体の活動についてご理解いただきますようお願いいたします。

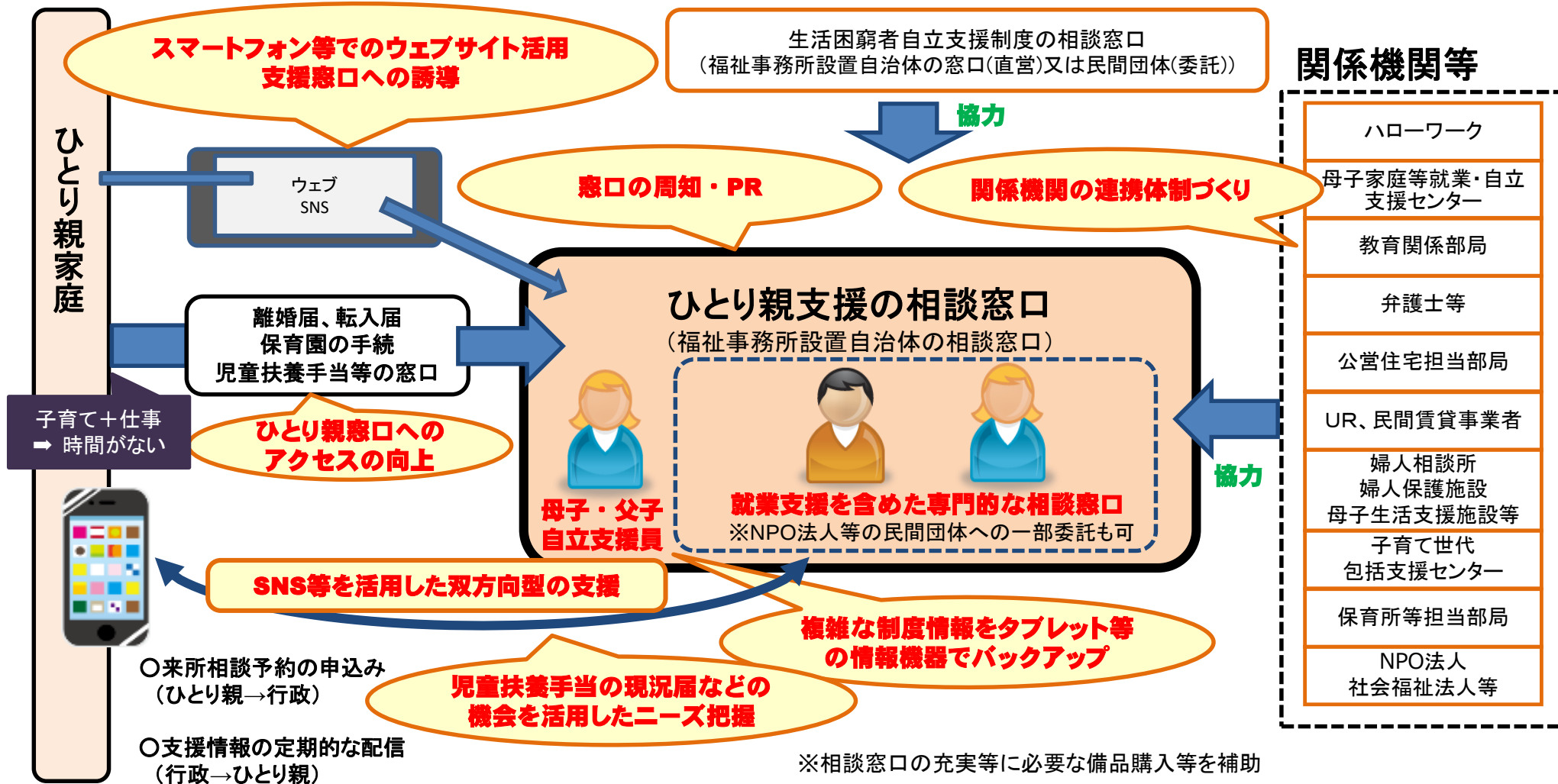
【照会先】

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室 生活支援係
電話：03-5253-1111（内線 4887）

自治体の窓口のワンストップ化の推進

別添1

支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口で確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、実情を踏まえた、**ワンストップで寄り添い型支援**を行うことができる体制を整備



別添 2

◆「令和2年度秋のレビュー」(子供の貧困・シングルペアレント)指摘事項

- ・ 子供の貧困・シングルペアレンツに関する問題は、困難な状態となるきっかけやプロセス、また、子供の未来に関わるものとして捉えれば、全ての人に関わる政策課題として位置付けるべきである。
- ・ 今日までの子供の貧困対策、シングルペアレンツに対する支援に係る関係府省等の取組は、一定の成果があるものとして評価できるが、まだ多くの課題がある。
- ・ その上で、今後、更に、必要な支援を必要な人に十分に行き渡らせるためには、まず、支援を必要とする人の立場に立って、これを起点とした支援策の「ワンストップ化」を実現し、素早く有効な支援を届ける必要がある。そのために、デジタル・データの活用に加え、役所や学校などの現場で直接支援に携わる人(スクールソーシャルワーカーなどの支援員や NPO 法人等)を効果的に活用することが必要である。
- ・ また、自分が支援対象であることに無自覚な人、潜在的に支援を必要とする人、その予備軍に対して積極的にアプローチするためにも、「プッシュ型」の支援を可能とする必要がある。
- ・ 今後、国は、「ワンストップ化」や「プッシュ型」の支援を実現するために、デジタル・データの特性を活かしたデータベースに関わる共通インフラを主導して構築することを検討すべきである。その際には、これまでの子供の貧困対策・シングルペアレンツに対する支援の取組を通じて得た知見を活かし、目指すべき枠組みやアウトカムを明確化すること。また、構築した共通インフラは、将来のモニタリングにも活用するほか、各地方公共団体において工夫することが可能となるような仕組みとするよう留意すること。また、それぞれの現場における支援を担う人的資源の拡充や雇用の安定化(職員のキャリアアップへの配慮や NPO 等の積極的活用を含む。)のための施策を進めていく必要もある。
- ・ こうした「ワンストップ化」や「プッシュ型」の支援を実現するため、具体的には、支援を必要とする人の便益(教育効果を含む。)となることを第一として、各地方公共団体における福祉部局と教育部局の連携強化・一体的体制の構築、個人情報保護条例の改正や運用の見直し等により、情報の一元化や連携を可能とし、支援を必要とする人及びその予備軍の状況を適時・的確に把握することを進めることが重要である。さらに、支援へのアプローチを容易とするために、手続面での課題の整理、簡略化も必要である。
- ・ また、国においては、子供に対する直接支援や学校外教育クーポンの制度化などの提案を踏まえ、貧困の連鎖を断ち切る教育を実現するための学習支援のさらなる充実に向けた検討を行うべきである。
- ・ 地方公共団体による優れた先行事例が存在する一方で、団体による取組状況に違いがあることに鑑み、すでに実施している施策をさらに加速し、こうした問題を解消するためにも、国が必要な権限と資源を確保しつつ、力強いリーダーシップを発揮して、各地方公共団体の具体的な動きにつながる施策を推進することが必要である。

別添 3

◆「母子・父子自立支援員等による相談支援体制の実態に関する調査研究」報告書

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000775175.pdf>

【支援員の業務】

正規職員、非正規職員ともに貸付金関連の業務負担が大きく、相談支援業務に割ける時間が少ない。

正規職員の支援員では、業務の約6割が「貸付金相談・償還、児童扶養手当」関連となっている。非正規職員は正規職員より「相談支援業務」に充てる時間は長い、全体で約3割と十分ではない。(P11 図表 2 11 参照)

そのため、支援員が相談支援業務に時間を割くことができるよう、職員配置の改善や業務の見直しなどを検討する必要がある。

なお、「支援員が相談支援業務に時間を割けるよう、地方自治体は余裕のある職員配置を検討する必要がある」といった意見があった。

【非正規支援員の待遇】

非正規支援員は仕事への高い意欲を持ち、また経験年数の長い支援員は相談対応に長けているが、待遇面では課題がある。

非正規職員は、正規職員より仕事にやりがいを感じている割合が高い(P122 図表 3 90 参照)。

経験年数が長い支援員は、相談対応において「1回の相談で対応は終了した※課題はおおよそ解決方向に向かったと思えるケース」の割合が高い。(P13 図表 2 13 参照)

母子・父子自立支援員の約8割を占める非正規職員は、半数弱が給与や賞与などの待遇、雇用の不安定さを課題と感じている(P125 図表 3 93 参照)。

地方自治体においては現状及び課題を把握するとともに、改善に努めることが望まれる。

【スーパービジョン、研修】

経験年数の浅い支援員を中心としてスーパービジョンや研修のニーズも高い。

経験年数の浅い支援員は特にスーパービジョンのニーズがあるが(P20 図表 2 21 参照)、体制が整っているのは約2割で、必ずしも十分ではない。(P18 図表 2 19 参照)

相談技術の向上を課題と捉える非正規支援員は約6割と高い。(P125 図表 3 93 参照)

支援の技術向上のためのスーパービジョン体制の構築や研修機会の確保が必要である。

具体的には、例えば正規職員に限らず、経験豊富な非正規職員をスーパーバイザーとして配置することや、zoom などオンラインツールやeラーニングを活用した研修の形式の検討などが考えられる。

なお、「厚生労働省が研修の実施主体となって、ZOOM などオンラインツールやeラーニングの活用を検討する必要がある」といった意見があった。

【法的支援】

支援員にとって特に難易度の高い、ひとり親への法的な支援を実施するにあたり、支援員へのサポートが必要とされている。(P104 図表 3 71 参照)

ひとり親が法的な支援を受けやすくするため、支援員の研修機会を充実させるとともに、弁護士や法テラス等の専門家・機関との連携が必要である。

【夜間、休日・祝日の相談対応】

ひとり親は就業している者の割合が8割台と高いが、土日や夜間時間帯で相談対応可能な自治体は少ない。

ひとり親で就業している者の割合は、平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査において母子家庭で 81.8%、父子家庭で 85.4%と高い。しかし、土日祝日で相談可能な自治体、平日夜間帯で相談可能な自治体はわずかである。(P45 図表 3 9 参照)

ひとり親の就労時間外の相談ニーズに応えられるよう体制整備が必要である。

自治体の人口規模によって、相談者数も異なるため、地域の実情に応じた工夫が必要と考えられる。

なお、「母子・父子自立支援員による相談体制の拡充には、地方自治体のひとり親支援担当課が人事部門や母子・父子自立支援員本人と給与、勤務時間等の労務環境を調整することが必要になると想定される」といった意見があった。

【アウトリーチ、補助事業】

アウトリーチの実施は4割台と低調で、人員不足、ノウハウ不足などの課題がある。

アウトリーチを実施している自治体は 45.7%だが、今後の実施予定がない自治体も 46.3%と同程度あり、取組は低調である。(P67 図表 3 36 参照)

母子・父子自立支援プログラム策定等事業の実施は3割台で、補助事業の実施にあたり、アウトリーチと同様の課題がある。

母子・父子自立支援プログラム策定等事業の実施自治体は 36.0%、「母子家庭等就業・自立支援事業(母子家庭等就業・自立支援センター事業・一般市等就業・自立支援事業):就業支援事業」は 33.2%、ともに3割台となっている。(P70 図表 3 39 参照)

アウトリーチ支援の実施や補助事業を活用のため、体制整備が必要である。

なお、「地方自治体は厚生労働省の施策を実施し、ひとり親家庭がより良い施策を利用できるよう検討する必要がある」といった意見があった。

【ワンストップ型の相談対応】

ワンストップの相談支援に関し、個人情報の共有に課題を感じている自治体が多い。

自治体からは、関連機関と連携するにあたり、制度の複雑性、母子・父子自立支援員の認知度の低さ、支援の方向性を関連機関と調整する必要性などの課題があると回答があった。(P32～P36)

他機関との連携に加え、個人情報の取り扱いに関する手続き的な整備が必要である。

個人情報の共有のためには、例えば、相談支援の早い段階で他機関への個人情報提供に関し同意を取るなどの工夫が考えられる。

なお、「関係機関との連携にあたっては、関係機関に母子・父子自立支援員について周知し、認知度を上げる必要がある」といった意見があった。

【ICT活用】

個人メールを利用できる非正規職員は約2割と少なく、情報関連機器等の活用は低調である。

非正規職員のうち、個人専用パソコンは約 4 人に3人の支援員が使っているものの、個人メールは約2割しか付与されていない。(P117 図表 3 85 参照)

支援員が情報検索を容易にできるようインターネットへのアクセスを確保するとともに、ICT（情報通信技術）の利活用を促進する必要がある。

例えば、複雑な支援制度をタブレット等で一覧で検索できるようにするなど相談支援ツールの整備を進めることが考えられる。